

指定管理施設の管理運営評価表(評価対象年度:令和4年度)

担当部署名	飯南地域振興局地域住民課
評価対象期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月31日
評価対象年度指定管理料	5,028,000 円

1.施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市飯南高齢者生活福祉センター
	所 在 地	松阪市飯南町横野870番地1
	設置目的	高齢者及び住民の福祉を増進するため松阪市高齢者生活福祉センターを設置する。
	設備の概要	施設の目的を達成するため、居室(5室)、教養娯楽室、機能回復訓練室、浴室食堂などを配置し高齢者及び住民の福祉を増進する事業を行う。 (鉄筋コンクリート造り一部二階建て・建築面積945.69㎡)

2.指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所 在 地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容		(1)飯南高齢者生活福祉センターの次に掲げる業務を行うものとする。 ア 高齢者介護機能の推進に関する業務 イ 高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業 ウ 高齢者の生活、健康等の相談事業 エ 高齢者の生きがいを高める事業 オ 社会福祉関係団体の指導育成事業 カ 高齢者の福祉増進事業 (2)飯南高齢者生活福祉センターの利用の許可に関すること。 (3)飯南高齢者生活福祉センターの利用料金に関すること。 (4)飯南高齢者生活福祉センターの維持管理に関すること。 (5)前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く飯南高齢者生活福祉センターの管理に関すること。
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	(利用状況) ○教養娯楽室 : 78件 500名 ○健康教育指導室:150件 625名 ○厨房・食堂: 24件 203名 計1328名
	サービスの質の向上	いー南カフェによる居場所づくりや相談窓口等自主事業による福祉の増進を図った
	施設・設備等の維持管理	施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、施設の警備保障、空調機の保守、電気保安業務、消防設備、受水槽保守点検、自動ドア、事務機器保守等の点検業務を行っている。 (社協負担の修繕) ・1階女子トイレ片開き窓レバーハンドル取替え (行政負担の修繕) ・給湯用ポンプ取替え ・浴室シャワー水栓取替 ・空調機取替(ホール、食堂、2階健康指導室) ・玄関自動ドア装置取替 ・1階ガラス取替
指定期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日	

(単位:円)

		事業計画	事業収支実績				
			令和元年度	令和2年度	令和3度	令和4度	
事業収支推計	収入	指定管理料	13,148,055	13,028,528	13,148,055	12,761,055	5,028,000
	事業収入	744,000	697,120	626,792	427,936	29,530	
	前期末残	0	0	0	0	0	
	繰入金	0	591,285			1,352,368	
	計(A)	13,892,055	14,316,933	13,774,847	13,188,991	6,409,898	
	支出	人件費	9,264,000	10,244,203	9,277,386	8,821,822	3,116,569
	通常維持経費	4,063,000	3,601,814	3,780,561	3,634,490	2,364,963	
	その他経費	565,055	470,916	716,900	732,679	928,366	
	計(B)	13,892,055	14,316,933	13,774,847	13,188,991	6,409,898	
	収支差引額(A)-(B)	0	0	0	0	0	

3.指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	4	A
	②施設設置目的の達成度	5		4	
	③利用者数	5		5	
	④運営状況	5		5	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		5	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	4		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	4	A	5	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	3		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	4	A	4	B
	②備品・什器等の保守点検	5		4	
	③修繕業務	5		3	
	④樹木・植栽等管理業務	4		3	
	⑤清掃業務	5		3	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4.総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 ○住民への生活等の相談窓口を設置したことで、地域住民の継続的な利用があった。 ○新型コロナウイルス感染対策として、マニュアルを整備し、職員に周知を行い、玄関へ自動検温器や消毒器の設置をし、毎日の館内の消毒を行った。また、三重県指針の改定時は、感染症対策本部から全職員に周知を行った。 ○地域の拠点として施設が有効活用に繋がるよう自主事業のチラシを各戸へ配布した。 ○多世代が集う居場所づくりとしていー南カフェが定期開催につながった	【評価すべき点】 ○いー南カフェによる居場所づくり等自主事業により地域住民の福祉増進につなげていただいている。 ○新型コロナ感染症対策について、指定管理者が中心となって施設内で十分対応していただいていた点は評価できる。
【改善すべき点】 ○貸館の利用を周知していくとともに住民サービスの向上と、地域交流の場として利用を促進していく。 ○施設の設備等について日々の見回りや修繕計画を作成し、進捗状況の管理にも努めていく。	【指導すべき点】 ○条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者介護機能の推進に関する事業」「高齢者の生活、健康等の相談事業」「高齢者の生きがいを高める事業」「社会福祉関係団体の指導育成事業」「高齢者の福祉増進事業」の運営企画について、指定管理者が強みとする地域福祉の観点からより積極的かつ活発に行っていただき、高齢者及び住民の福祉の増進に努めていただきたい。 ○地域ニーズに応じた事業の運営企画や的確かつ計画的な施設修繕、施設整備に努めていただきたい。
【所属長意(今後の方向性等)】 条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者に対する一定期間の住居の提供に関する事業」は令和4年4月をもって飯高と統合となりました。本施設は通所介護サービスを提供する重要かつ必要不可欠な施設であります。指定管理者が自主事業で行う高齢者の生きがいを高める事業など、高齢者が多く利用する施設であることから、施設の運営にあたっては利用者の安全を確保することに努め管理を行っていただきたい。今後も施設の有効利用に向けた積極的な取組に期待します。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる